

4 過不足額の精算

(1) 精算のしかた

- イ 本年分の給与所得に対する年調年税額の計算ができましたら、その年調年税額と、先に集計した本年分の毎月の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。
- ロ 徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときは、その差額分だけ納め過ぎていたことになり、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

これに対し、徴収税額の合計額が年調年税額よりも少ないときは、その差額だけ納め足りないことになり、その差額（不足額）はその不足となった人から徴収します。
- ハ 過不足額の計算は、具体的には、源泉徴収簿の「年末調整」欄を使って次のように行います。
 - (イ) 「年調年税額⑤」欄の金額と毎月の徴収税額の合計額「⑧」欄の金額との差額を求めます。
 - (ロ) 「⑤」欄の金額の方が大きい場合は不足額（税金を納付）、「⑧」欄の金額の方が大きい場合は超過額（税金を還付）が生じたことになり、
 - (ハ) このような過不足額は、源泉徴収簿の「差引超過額又は不足額⑥」欄に「超過額」か「不足額」かを表示した上、記入します。

年末調整による過不足額の精算方法には、①本年最後に支払う給与（賞与を含みます。）についての税額計算を省略し、その給与に対する徴収税額はないものとして精算する方法と、②本年最後に支払う給与についても、通常の月分の給与としての税額計算を行った上で精算する方法とがあります。

(2) 過納額の還付（超過額の精算）

- イ 給与の支払者から還付する場合
 - (イ) 過不足額を計算した結果、過納額が生じた場合には、給与の支払者は、その過納額を年末調整を行った月分（通常は12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分。）として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き、過納となった人に還付します。

したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した額を差し引いた残額を納付することになります。
 - (ロ) 年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。
 - (ハ) 超過額を徴収税額へ充当した場合や過納額を還付した場合には、その内容を源泉徴収簿の該当欄（⑦～⑩）に記入します。

〔注意事項〕

- 1 年末調整をする本年最後の給与について、通常の月と同じように税額計算を行った上で年末調整をした結果、超過額が生じた場合には、その給与から徴収すべき税額（その月分の税額）は、まだ納付されていませんので、その超過額からその徴収すべき税額を控除した残額を還付します。

なお、超過額よりもその徴収すべき税額の方が多いたときは、その徴収すべき税額から超過額を差し引いた残額を徴収することになります。
- 2 年末調整をした給与に未払の給与が含まれている場合には、その計算上生じた超過額には、その未払の給与についての未徴収の税額が含まれていますので、その超過額からその未徴収の税額を控除した残額を還付します。

超過額から未払給与分の税額を控除した場合には、その控除した部分の税額は、その未払の給与を支払うときに徴収すべき税額に充当されます。

ロ 税務署から還付する場合（給与の支払者が還付できない場合）

(イ) 次の場合のように、給与の支払者が納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかであるため、給与の支払者のところでは過納額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接還付することになります。

- ① 解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
- ② 徴収して納付する税額が全くなかったため、過納額の還付ができなくなった場合
- ③ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった日の翌月から2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合

(ロ) (イ)の①から③までのいずれかに該当する場合には、給与の支払者は、各人の過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」を作成し、各人の「源泉徴収簿」の写しと過納額の請求及び受領に関する委任状とをこれに添付して、給与の支払者の所轄税務署に提出してください。

なお、過納額を令和5年に繰り越して還付しているときは、令和5年分の源泉徴収簿の写しも併せて提出してください。

また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができない人の分については、税務署から過納となった人に直接還付することになりますので、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」は用紙を別にして作成してください。

(注) 「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」、「源泉徴収簿」の写し及び委任状については、e-Taxで送信することができます。

〔参 考〕

◎ 過納額が生じる場合

過納額は、次のような場合に生じます。

- ① 年途中で控除対象扶養親族が増えたり、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合
- ② 年途中で本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することとなった場合
- ③ 年間の賞与が比較的少なかった場合
- ④ 年途中で就職した人など1年を通じて勤務していない人について年末調整を行った場合
- ⑤ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額があった場合
- ⑥ 配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額があった場合（毎月の給与に係る源泉徴収税額の算出の際に、源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けた場合を除きます。）

(3) 不足額の徴収

イ 不足額は、年末調整をする月分の給与から徴収し、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与から順次徴収します。

ロ 年末調整をする月分の給与から不足額を徴収すると、その月の税引手取給与（賞与がある場合には、その税引手取額を含みます。）が、本年1月から年末調整を行った月の前月までの税引手取給与の平均月額70%未満となるような人については、「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を作成して給与の支払者の所轄税務署に提出し、その承認を受けて、不足額を翌年1月と2月に繰り延べて徴収することができます。

(注) この場合の不足額は、年末調整をする月分の給与（賞与）に対する税額計算を省略しないで通常どおり徴収税額を計算し、その上で年末調整をしてもなお不足となる税額ですから、その月の給与に対する通常の税額については徴収繰延べは認められません。

したがって、徴収繰延べを受けようとする人については、年末調整をする月分の給与（賞与）についても通常の税額計算をした上で年末調整を行わなければなりません。

(設例) 本年最後に支払う給与(賞与)についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

1	年間給与総額(他の所得なし)	8,970,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	203,394円
3	控除した社会保険料等(給与控除分)	1,354,887円
4	支払った一般の生命保険料のうち新生命保険料分	25,000円
	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	80,000円
	支払った介護医療保険料	80,000円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	90,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	30,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	42,000円
	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	14,800円
	(注)支払った地震保険料及び旧長期損害保険料のうち同一の損害保険契約に基づき支払ったものはない。	
6	一般の控除対象配偶者(給与所得の金額40万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1人
8	特定扶養親族	1人
9	老人扶養親族(同居老親等かつ一般の障害者)	1人
10	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	126,500円

・年末調整のしかた
・年税額の計算
・過不足額の精算

甲欄 乙欄	所 属 経理課	職 名 経理係長	住 所 〒176-0006 東京都練馬区栄町23-7	氏 名 山 川 太 郎	生 年 月 日 54年1月1日	整 理 番 号 8							
令 和 4 年 分 給 与 所 得 に 対 す る 源 泉 徴 収 簿	区 分	支 給 日	支 給 金 額	社 会 保 険 料 等 の 控 除 額	社 会 保 険 料 等 の 給 与 後 の 金 額	扶 養 親 族 等 の 数	算 出 税 額	年 末 調 整 に よ る 過 不 足 税 額	差 引 徴 収 税 額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	同 上 の 税 額 に つ い て 同 上 の 月 別 差 引 税 額 を 徴 収 し た 月 別 区 分	同 上 の 月 別 差 引 税 額 を 徴 収 し た 月 別 区 分	同 上 の 月 別 差 引 税 額 を 徴 収 し た 月 別 区 分
	1	1:20	590,000	90,093	499,907	5人	8,420		8,420				
	2	2:21	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420				
	3	3:22	590,000	90,093	499,907	5	8,420		8,420				
	4	4:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400				
	5	5:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400				
	6	6:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400				
	7	7:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400				
	8	8:19	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400				
	9	9:20	600,000	89,562	510,438	5	9,400		9,400				
	10	10:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400				
	11	11:21	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400				
	12	12:20	600,000	90,762	509,238	5	9,400		9,400				
	計	①	7,170,000	②	1,079,937	6,090,063	③	109,860					
賞 与 等	6	6:10	900,000	136,575	763,425	5	(税率12.252%) 93,534		93,534				
	12	12:26	900,000	138,375	761,625	5	(税率 —) 還納 ▲153,594		▲153,594				
	計	④	1,800,000	⑤	274,950	1,525,050	⑥	93,534	▲153,594				
年 末 調 整											区 分 金 額	税 額	
											給 料 ・ 手 当 等	① 7,170,000	③ 109,860
											賞 与 等	④ 1,800,000	⑥ 93,534
											計	⑦ 8,970,000	⑧ 203,394
											給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 7,020,000	所得金額調整控除の適用 ⑩ 無
											所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円×10%、マイナスの場合は0)	⑩ 47,000	(※ 適用の場合は⑩に記載)
											給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪ 6,973,000	
											社会保険料等申告による社会保険料等の控除分	⑫ 1,354,887	配偶者の合計所得金額 (400,000円)
											申告による社会保険料等の控除分	⑬ 0	旧長期損害保険料支払額 (14,800円)
											申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭ 0	⑫のうち小規模企業共済 等掛金の金額
											生命保険料の控除額	⑮ 120,000	(14,800円)
											地震保険料の控除額	⑯ 50,000	
											配偶者(特別)控除額	⑰ 380,000	
											扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱ 1,860,000	(⑬のうち国民年金保険料 等の金額)
											基礎控除額	⑲ 480,000	
											所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑳ 4,244,887	
											差引課税給与所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額	㉑ 2,728,000	㉒ 175,300
											(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉓ 126,500	
											年調所得税額(㉑-㉓、マイナスの場合は0)	㉔ 48,800	
											年調年税額(㉔×102.1%)	㉕ 49,800	
											差引(超過額)又は不足額(㉕-⑧)	㉖ 153,594	
											超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉗ 0
											未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉘ 0	
											差引還付する金額(㉕-㉖)	㉙ 153,594	
											以上の本年中に還付する金額	㉚ 153,594	
											うち翌年において還付する金額	㉛ 0	
											不足額	本年最後の給与から徴収する金額	㉜ 0
											翌年に繰り越して徴収する金額	㉝ 0	

(設例の説明)

1 この設例は、本年最後に支払う給与（賞与）に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。

※ 本年最後に支払う給与（給料・手当）に対する税額計算を省略して年末調整を行う場合の設例は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2022/01.htm>）をご確認ください。

2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額8,970,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」（51ページ以下参照）によって求めると7,020,000円（8,970,000円－1,950,000円）になります。

3 本年分の給与の総額が850万円超で、年齢23歳未満の扶養親族を有するため、所得金額調整控除の適用があります。このため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）は、給与所得控除後の給与等の金額7,020,000円から次により求めた所得金額調整控除額47,000円を控除した6,973,000円（7,020,000円－47,000円）となります。

〔所得金額調整控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{本年分の給与の総額} \\ (8,970,000\text{円} - 8,500,000\text{円}) \times 10\% = 47,000\text{円} \\ \text{所得金額調整控除額} \end{array}$$

4 社会保険料等の1,354,887円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。

5 生命保険料の控除額120,000円は、本年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

〔一般の生命保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{新生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 25,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円} = 22,500\text{円} \\ \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{旧生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 80,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} = 45,000\text{円} \\ \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 22,500\text{円} + \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 45,000\text{円} = 67,500\text{円} \rightarrow \text{新生命保険料と} \\ \text{旧生命保険料の} \\ \text{両方に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、旧生命保険料に係る控除額の45,000円ですから、一般の生命保険料の控除額は45,000円となります。

〔介護医療保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{介護医療保} \\ \text{険料の金額} \\ 80,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} = 40,000\text{円} \\ \text{介護医療保} \\ \text{険料の控除額} \end{array}$$

〔個人年金保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 90,000\text{円} \rightarrow \text{新個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (80,000円を超える場合は一律に40,000円)} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 30,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円} = 27,500\text{円} \\ \text{旧個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 40,000\text{円} + \text{旧個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 27,500\text{円} = 67,500\text{円} \rightarrow \text{新個人年金保険料と} \\ \text{旧個人年金保険料の} \\ \text{両方に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方に係る控除額の40,000円ですから、個人年金保険料の控除額は40,000円となります。

〔生命保険料の控除額の合計〕

一般の生命保険料の控除額 45,000円 + 介護医療保険料の控除額 40,000円 + 個人年金保険料の控除額 40,000円 = 125,000円 → 生命保険料の控除額 120,000円 (最高120,000円)

- 6 地震保険料の控除額50,000円は、本年中に支払った地震保険料の合計額42,000円及び旧長期損害保険料の合計額14,800円のそれぞれに基づいて、次により求めた金額となります。

地震保険料に係る控除額 42,000円 + 旧長期損害保険料に係る控除額 14,800円 $\times \frac{1}{2}$ + 5,000円 = 54,400円 → 50,000円(最高50,000円)

(注) 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち、損害保険会社等から、地震保険料を支払ったことを証する書類及び旧長期損害保険料を支払ったことを証する書類いずれの発行も受けている契約がある場合には、その契約に係る地震保険料又は旧長期損害保険料のうち選択したいずれか一方のみを地震保険料控除の控除額の計算の対象とすることができることとなっています。

- 7 「配偶者（特別）控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下（本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）6,973,000円が、本人の合計所得金額となります。）（区分Ⅰ：A）、配偶者の合計所得金額が40万円以下48万円以下（区分Ⅱ：②）ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。

- 8 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」（64ページ参照）の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「3人」欄の金額1,140,000円に、「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「ハ」欄により一般の障害者の270,000円、「ホ」欄により同居老親等の200,000円、「へ」欄の特定扶養親族の250,000円を加算した1,860,000円です。

- 9 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が2,400万円以下ですので、480,000円が基礎控除額となります。

- 10 所得控除額の合計額4,244,887円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額 1,354,887円 + 生命保険料の控除額 120,000円 + 地震保険料の控除額 50,000円 + 配偶者控除額 380,000円 + 扶養控除額等 1,860,000円 + 基礎控除額 480,000円 = 4,244,887円

- 11 差引課税給与所得金額2,728,000円は、次により計算します。

給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） 6,973,000円 - 所得控除額の合計額 4,244,887円 = 2,728,113円 → 2,728,000円（1,000円未満の端数切捨て）

- 12 差引課税給与所得金額2,728,000円に対する算出所得税額を「令和4年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（60ページ参照）によって求めると、175,300円となります。

課税給与所得金額 2,728,000円 \times 税率 10% - 控除額 97,500円 = 算出所得税額 175,300円

- 13 算出所得税額175,300円から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額126,500円を控除すると、年調所得税額は48,800円となります。

(注) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額（源泉徴収簿の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額㉓」欄の金額)を給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載することとなっていますのでご注意ください。

- 14 年調所得税額48,800円に102.1%を乗じて求めた49,800円（100円未満の端数切捨て）が年調年税額となります。

- 15 年調年税額49,800円と1月から12月までに徴収された税額の合計額203,394円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が153,594円多いため超過額153,594円が生じます。

- 16 この超過額153,594円は、過納額として本人に還付することになります。